

綾瀬市簡易専用水道及び小規模貯水槽水道事務取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、次の法令等に定めるもののほか、検査機関、水道事業者及び綾瀬市が相互に連携・協力することにより、簡易専用水道及び小規模貯水槽水道の衛生を確保することを目的とする。

- (1) 水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）
- (2) 水道法施行令（昭和32年政令第336号）
- (3) 水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号）
- (4) 簡易専用水道の管理に係る検査の方法その他必要な事項（平成15年厚生労働省告示第262号。以下「告示」という。）
- (5) 綾瀬市水道法の施行に関する規則（平成25年綾瀬市規則第16号）
- (6) 綾瀬市小規模水道及び小規模貯水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例（平成24年綾瀬市条例第28号。以下「条例」という。）
- (7) 綾瀬市小規模水道及び小規模貯水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例施行規則（平成24年綾瀬市規則第31号）

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) 簡易専用水道 法第3条第7項に規定するものをいう。
- (2) 小規模貯水槽水道 条例第2条第3号に規定するものをいう。
- (3) 検査機関 法第34条の2第2項及び条例第14条第2項に規定する検査を行う機関をいう。
- (4) 水道事業者 法第3条第5項に規定するものをいう。
- (5) 設置者 簡易専用水道又は小規模貯水槽水道の設置者をいう。
- (6) 法定検査 検査機関が実施する検査をいう。
- (7) 水の供給について特に衛生上問題がある 告示第7の1の3に掲げる事項をいう。

(検査機関に係る事項)

第3条 検査機関は、次に定める事項を実施するよう努めるものとする。

- (1) 法定検査の結果、水の供給について特に衛生上問題があると認められた場合は、

設置者に綾瀬市の指導が必要であることを説明し承諾を得て、検査結果報告書(第1号様式)により速やかに市長へ報告する。なお、設置者が自ら市長へ連絡すると申し出た場合は、検査結果報告書等により報告するよう助言する。

(2) 設置者が市長への報告を承諾した法定検査実施施設については、簡易専用水道検査状況報告書(第2号様式)及び小規模貯水槽水道検査状況報告書(第3号様式)により毎月とりまとめの上、その翌月の末日までに市長へ報告する。

(3) 法定検査の実施により、設置者が簡易専用水道設置届又は小規模貯水槽水道給水開始届等必要な届出をしていないことが判明した場合は、設置者に対し届出を行うよう助言する。

(水道事業者に係る事項)

第4条 水道事業者は、次に定める事項を実施するよう努めるものとする。

(1) 新たに簡易専用水道又は小規模貯水槽水道に給水する場合は、その設置者に対して簡易専用水道設置届又は小規模貯水槽水道給水開始届を市長へ提出するよう助言する。

(2) 簡易専用水道及び小規模貯水槽水道の設置状況について、簡易専用水道及び小規模貯水槽水道設置状況等報告書(第4号様式)により四半期毎に市長へ報告する。なお、これにより難しい場合は、別途綾瀬市との間で調整する。

(3) 簡易専用水道及び小規模貯水槽水道において、人の生命又は身体へ危害を及ぼすおそれがあると認められる場合は、速やかに市長へ報告する。

(綾瀬市に係る事項)

第5条 綾瀬市は、次に定める事項を実施する。

(1) 第3条第1号若しくは第2号又は前条第2号若しくは第3号の規定に基づく報告により、設置者に対して必要な衛生管理に係る指導又は啓発を行う。

(2) 検査機関から検査を実施しようとする簡易専用水道及び小規模貯水槽水道(水道事業の用に供する水道から水の供給を受けるために設けられる水槽の有効容量が 8 m^3 を超え 10 m^3 以下に限る。)の前年度末の設置状況又は前年度の届出状況について提供の依頼を受けたときは、簡易専用水道設置一覧表(第5号様式)若しくは簡易専用水道届出一覧表(第6号様式)又は小規模貯水槽水道設置一覧表(第7号様式)若しくは小規模貯水槽水道届出一覧表(第8号様式)により依頼に応じて提供する。

- (3) 水道事業者から簡易専用水道及び小規模貯水槽水道の前年度末の設置状況又は前年度の届出状況について提供の依頼を受けたときは、簡易専用水道設置一覧表（第5号様式）若しくは簡易専用水道届出一覧表（第6号様式）又は小規模貯水槽水道設置一覧表（第7号様式）若しくは小規模貯水槽水道届出一覧表（第8号様式）により依頼に応じて提供する。
- (4) 綾瀬市は、検査機関及び水道事業者の相互の連携が円滑に行われるよう必要な連絡・調整を行う。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年3月28日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和2年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。